

登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託」（以下「業務委託」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続き等について定めるものとする。

(定義)

第2条 公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）とは、業務委託に関する業務提案を公募し、業務に対する意欲、技術的能力等の審査を行い、価格審査結果と合わせて総合的評価を行った上で、最も適していると認められる者を特定することをいう。

(業務委託の目的)

第3条 本業務委託は、登米市水道事業浄水施設等（以下「委託施設」という。）の管理運転を包括的に委託することにより、事業者の専門的な技術を活用し、円滑な管理運転業務を行い、各施設の機能を効率良く発揮させることにより、安心して安全な水道水を安定的に供給することを目的とする。

(業務委託の範囲)

第4条 業務委託の範囲は、次に掲げる各号とする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 環境整備業務
- (4) 水質管理業務
- (5) その他付帯業務

(参加資格要件)

第5条 プロポーザルへ参加を申込み事業者（以下「参加申込事業者」という。）に必要とされる参加資格要件は、次のとおりとする。

(1) 単独事業者での参加資格要件

- ア 登米市水道事業競争入札参加有資格者であること。
- イ 登米市から指名停止処分を受け、公告日に指名停止中でないこと。
- ウ 日本国内において、水道事業及び水道用水供給事業における浄水処理（排水処理を除く）の浄水施設等管理運転業務元請実績が急速ろ過方式（浄水処理能力 3 万立方メートル以上）並びに緩速ろ過方式ともに 3 年以上の経験がある者
- エ 次に掲げる有資格者を配置又は組織できること。

また、①又は②の有資格者から総括責任者を選任するものであるが、他業務の総括責任者を兼ねることはできない。

①水道法第 24 条の 3 第 3 項に規定する「受託水道業務技術管理者」の資格を

- 有し、かつ浄水場管理運転の実務経験が3年以上ある者 1名以上
- ②水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有する者 1名以上
 - ③水道浄水施設管理技士3級 1名以上
 - ④危険物取扱者乙種第4類以上の資格を有する者 1名以上
 - ⑤酸素欠乏危険作業主任者 1名以上
 - ⑥第三種電気主任技術者以上の資格を有する者 1名以上
 - ⑦クレーン運転業務特別教育修了者 1名以上
 - ⑧玉掛技能者 1名以上
 - ⑨第3級陸上特殊無線技士 1名以上

(2) 共同企業体での参加資格要件

- ア 自主結成であり、事業者間で共同企業体協定書（様式第1号）に準じた協定を締結していること。
- イ 代表事業者を定めていること。この場合、構成員の中で出資割合が最も大きい者を代表者とする。
- ウ 共同企業体の構成員は、前号ア、イに掲げる要件を満たしていること。
- エ 代表事業者は前号ウに掲げる要件を満たしていること。
- オ 共同企業体において前号エに掲げる有資格者を配置できること。
- カ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次に掲げる構成員数に応じた割合以上でなければならない。
 - ①2社の場合 30パーセント
 - ②3社の場合 20パーセント
 - ③4社の場合 15パーセント
 - ④5社以上の場合 10パーセント

（参加申込事業者の公募）

第6条 参加申込事業者の公募は、公告及び登米市ホームページ掲載により行う。

（プロポーザルへの参加申込）

第7条 参加申込事業者は、公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第2号。以下「参加申込書」という。）に次に掲げる書類を添付し、別に定める期限までに登米市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 浄水施設等管理運転業務実績書（様式は任意とするが、受託業務名、委託者、契約金額、履行期間、受注形態（単独又は共同企業体）及び業務概要を記載のこと。）
- (2) 有資格者名簿並びに証明する書類
- (3) 共同企業体協定書（共同企業体で申込む場合）

（参加資格の確認通知）

第8条 管理者は参加申込書の提出に対し、参加資格の適否の確認を行い、その結果を参加申込書の提出日から7日以内に公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第3号）を通知するものとする。この場合において、参加資格を有すると認められなかつ

た者については、その理由を付する。

(業務提案書の提出)

第9条 前条により参加資格を有すると認められた者（以下「参加事業者」という。）は、別に定める仕様書等に従い、業務提案書、業務受託見積書及び見積内訳書を作成し別に定める期限までに管理者に提出する。

2 業務提案書の記載内容は、次のとおりとする。

- (1) 会社概要、財務状況及び業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施計画
- (4) 個人情報保護体制
- (5) 災害時及び緊急時対策等の危機管理体制
- (6) その他業務委託に係る提案
- (7) 業務受託見積書及び見積内訳書

3 管理者は、参加事業者に対し、業務提案書の作成に必要な資料等を貸与することができる。ただし、参加事業者は別に定める期限までに、これらの資料等を管理者へ返還する。

4 業務提案書の作成に係る資料の貸出場所及び各書類の提出場所は、登米市水道事業所水道管理課とする。

5 業務提案書は、原則としてA4版とし、作成は日本語によるものとする。また、電子記録媒体による提出は認めない。

6 業務提案書の表紙（様式第4号）の次頁に目次を付け、各頁には頁番号を付けることとする。

7 業務提案書の提出方法は、持参又は郵送とする。

(質問書の受付)

第10条 参加事業者は、業務提案書作成に係る質問について、質問書（様式第5号）を提出することができる。ただし、質問書は、別に定める期限までに提出しなければならない。

2 質問書の提出方法は、持参、郵送又は管理者が指定したファックスとする。

3 管理者は、参加事業者から第1項に係る質問書を受け付けた場合は速やかに回答し、登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託プロポーザル方式実施事務基準に従って公表する。

4 質問書に係る回答方法は、ファックスとする。

(プロポーザルの途中辞退)

第11条 参加事業者は、いつでもプロポーザルの参加を辞退することができる。

2 プロポーザルの辞退は、公募型プロポーザル方式参加辞退届（様式第6号。以下「辞退届」という。）を管理者に提出する。

3 辞退届の提出方法は、持参又は郵送とする。

- 4 業務提案書等の作成に必要な資料等を貸与されている場合は、辞退届の提出と併せて速やかに管理者へ返還する。

(業務提案書の審査及び審査基準)

第 12 条 業務提案書の審査は、管理者が指定した日時にヒアリングにより行う。

- 2 審査は、別に定める評価基準に基づき行う。
- 3 登米市水道事業浄水施設管理運転業務及び登米市水道事業配水施設維持管理業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、最も優れた業務提案を行った参加事業者を合議により受託候補者として選定し、以下次順位者を選定する。
- 4 審査結果は、公表する。

(受託候補者の通知)

第 13 条 管理者は、選定委員会により受託候補者に選定された参加事業者に対し、公募型プロポーザル方式受託候補者選定結果通知書（様式第 7 号）により通知する。

(選定結果の通知)

第 14 条 管理者は、受託候補者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、公募型プロポーザル方式選定結果通知書（様式第 8 号）により通知する。

- 2 非選定事業者は、管理者に対し、非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は別に定める期限までに書面をもって行う。
- 3 管理者は、前項の要求を受けた場合に限り、その非選定事業者についてのみ非選定理由を書面で交付する。
- 4 非選定理由の説明要求書の提出方法及び非選定理由説明書の交付方法は、持参又は郵送とする。

(受託候補者の取消し)

第 15 条 管理者は、次に掲げる事由が契約前に生じた場合は、受託候補者の決定を取り消すことができる。

- (1) 参加申込書及び業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 指名停止となった場合

(次順位者との交渉)

第 16 条 管理者は、受託候補者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合、選定において次順位以下となった参加事業者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

(庶務)

第 17 条 事業者の募集及び選定に係る事務は、水道事業所水道管理課において処理

する。

(委任)

第 18 条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 9 月 11 日から施行する。